

足場の組立て等作業主任者能力向上教育 ご 案 内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目 的

足場からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）を改正し、平成21年6月1日より施行されました。

同規則の改正に伴い、足場の点検が強化され労働安全衛生規則第567条に基づく足場の点検をする者については、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講しているなど十分な知識、経験を有する者を指名することから、当支部では、足場の組立て等作業主任者に対して同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等が十分実施できる能力の付与に資する教育を実施いたします。

なお、この教育の内容、時間、方法及び講師は「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものであります。

2. 受講対象者

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者。

3. カリキュラム ※ 計7時間 教育

- ① 最近の足場、部材等及びそれらの管理・災害発生時の措置と災害事例研究 (1時間)
- ② 安全衛生管理の仕組み等・作業員に対する効果的な指導及び教育方法 (2時間)
- ③ 足場の組立て等の安全施工と保守管理 (4時間)

4. 受講料

	教育時間	合 計	内 訳	
			受講料	テキスト代
			(税込)	(税込)
会 員	7時間	9,606 円	8,000 円	1,606 円
非 会 員		10,793 円	9,000 円	1,793 円

5. 修了証

本教育を修了された方には、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育終了証」を即日交付致します。

6. 講習日時及び会場

日 時：令和 6年 7月31日（水） 9：00 ～

会 場：株式会社下北建設センター 2階大会議室

7. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書：所定の申込書枠内に必要事項を記入すること。
- (2) 写 真 1 枚：胸上タテ3cm × ヨコ2.4cm、1年以内に撮影したもので無帽・無背景・カラーのものを申込書の貼付すること。
- (3) 受 講 料：前納制です。下記①～②にて対応すること。
 - ① 建災防下北分会へ直接納の場合
受講申込書と一緒に講習代金を持参して納付する
 - ② 建災防下北分会の指定口座へ現金振込の場合
受講申込書は郵送すること。講習代金は振込前後どちらでも良いので連絡を必須とする。また、手続き完了後、領収書・受講票・カリキュラムを送付します。

青森銀行 むつ支店 普通 3095272
建設業労働災害防止協会青森県支部下北分会

- (4) 旧姓等の併記を希望する方は、『旧姓又は通称』記入欄に記入の上、旧姓等を確認できる書類を添付すること。

8. 受講定員及び受付開始～締切

申込み（受付）開始日：6月24日（月）～ 7月23日（火）です。

- ① 1回あたりの受講定員は30名とし、締切りは講習日の10日前までとします。
- ② 締切り前であっても定員に達した場合は受付を終了致します。
- ③ 受講定員に満たない場合は延期又は中止になる事もございます。

9. その他

- (1) 事前予約（申込み）をする際は、申込み（受付）開始日より申込書を、申込先へFAXの上、申込先へ必ず電話連絡をすること。
顔写真は貼付けて無くても構いません。
- (2) 請求書及び見積書が必要な場合は、申込先へ連絡願います。
- (3) 開講1週間前のキャンセル又は欠席した場合の受講料等は返金できません。
- (4) 講習の詳細については建災防青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>) ホームページに掲載しますので電話にて、お問い合わせ下さい。

(5) 受講当日は、時間厳守とします。

※ 業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り、携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。

(6) 講習会場は、駐車場に車を十分に止めることができます。

(7) コロナウィルス5類感染症移行後になりますので、マスク着用については個人の判断に委ねます。

10. 問い合わせ先・申込先

◆ 建設業労働災害防止協会青森県支部下北分会（略称：建災防下北分会）

〒035-0073

むつ市中央2丁目3-45号（株）下北建設センター内

TEL：0175-24-1016

FAX：0175-24-1688

